

公 示 公 告

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

- 1 件名 リーフレット「家庭裁判所における子どもに関する手続」ほかの製造
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：リーフレット「家庭裁判所における子どもに関する手続」ほかの製造

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、リーフレット「家庭裁判所における子どもに関する手続」ほかの製造（以下「本件業務」という。）に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について守秘義務を負い、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 リーフレット「家庭裁判所における子どもに関する手続」ほかの製造

(2) 内容、納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成24年12月26日（水）午後零時（必着）

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

3 参加者は、次の事項を正確かつ鮮明に見積書に記載し、社名・代表者の印章を押印の上、見積書を上記2(3)アイのとおり提出してください。

(1) 件名

(2) 見積金額（消費税及び地方消費税を除いた金額を記載する。）

4 見積書は、次のいずれかに該当する場合には、無効とします。

(1) 3の記載要件に不備があるとき。

(2) 見積書提出期限（2(3)ア）を徒過したとき。

(3) 見積書記載金額が訂正されているとき。

(4) 同一の者が2通以上見積書を提出したとき。

5 受注者は、見積書記載金額が、裁判所が定めた予定価格の105分の100以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

6 注意事項

(1) 一度受理された見積書は、差替え又は訂正することができません。

(2) 見積書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

7 同額の見積りがあった場合

(1) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(2) 上記(1)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者がいるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

印刷物仕様書 1

事項	仕様
品名	リーフレット「家庭裁判所における子どもに関する手続」
規格	210mm×134mm(仕上がり)【210mm×400mm(展開)】
校正者	家庭局第一課家事調査係 田中淳一
納期	平成25年3月5日
原稿	紙原稿
見本 (参考提供)	PDF形式(画像として取り込んだもの)の電子データ (ただし、修正前のもの)
数量	53, 500部
印刷方法	■オフセット・□ダイレクト・□フォーム・□その他()
刷色	□墨 ■カラー □その他()
製本	巻3つ折りとする。
校正	受注者の持参原稿とする。また、校正回数は3校を基準とし、最終校は本紙による色校正(全頁)とする。ただし、本印刷物の目的に達しない場合には、受注者は再校正を行うものとする。本紙色校正校了後は、その校正紙に従い印刷を行うこと。
紙質	再生コート紙A判46.5kg その他、本件については、いわゆるグリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たすこと。
納入場所	最高裁判所及び最高裁判所が別途指定する場所
備考	(1) 受注者は、本件印刷及び製本等作業について、この仕様書に定める事項を遵守し、製造及び納品すること。 (2) 原稿作成及び校正等のスケジュールについては、担当者と調整の上、速やかに工程表を作成、提出し、その遵守に努めること。 (3) イラスト以外の文字原稿部分については、全頁見本原稿と同じ書体で文字入力作業を実施すること。 (4) 校正原稿を最高裁判所に提出する前には、1頁につき複数人による内校正作業を必ず実施し、誤字、脱字及び図表等が正しく転載されているか等を確認すること。確認後は、校正原稿の提出枚数にかかわらず、作業報告書を作成し、提出すること。 (5) 入稿から校了に至るまでの過程で、原稿の差替え、追加及び修正等があった場合は、速やかに対応すること。これにより工程に遅れが生じた場合は、再度担当者と調整の上、工程表を作成し、その遵守に努めること。 (6) 校了した原稿の電子データは、PDF形式(高画質のもの及び1MB以下に圧縮したものの2種類)でCD-R等により最高裁判所に提出すること。 (7) 成果物の納品の際には、落丁等がないことを必ず確認すること。 (8) 本仕様書に記載されていない事項については、すべて担当者の指示に従うこと。 (9) 前各号について、疑義が生じた場合は最高裁判所の指示を受けるものとする。なお、本件印刷物の著作権は、最高裁判所に帰属するものとする。

印刷物仕様書 2

事 項	仕 様
品 名	リーフレット「後見制度において利用する信託の概要」
規 格	A4判(仕上がり)【A3判(展開)】
校 正 者	家庭局第一課家事調査係 大村 近
納 期	平成25年3月5日
原 稿	紙原稿
見 本 (参 考 提 供)	PDF形式(画像として取り込んだもの)の電子データ (ただし、修正前のもの)
数 量	40,000部
印 刷 方 法	■オフセット・□ダイレクト・□フォーム・□その他()
刷 色	□墨 ■カラー □その他()
製 本	2つ折りとする。
校 正	受注者の持参原稿とする。また、校正回数は3校を基準とし、最終校は本紙による色校正(全頁)とする。ただし、本印刷物の目的に達しない場合には、受注者は再校正を行うものとする。本紙色校正校了後は、その校正紙に従い印刷を行うこと。
紙 質	再生コート紙A判46.5kg その他、本件については、いわゆるグリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たすこと。
納 入 場 所	最高裁判所及び最高裁判所が別途指定する場所
備 考	(1) 受注者は、本件印刷及び製本等作業について、この仕様書に定める事項を遵守し、製造及び納品すること。 (2) 原稿作成及び校正等のスケジュールについては、担当者で調整の上、速やかに工程表を作成、提出し、その遵守に努めること。 (3) イラスト以外の文字原稿部分については、全頁見本原稿と同じ書体で文字入力作業を実施すること。 (4) 校正原稿を最高裁判所に提出する前には、1頁につき複数人による内校正作業を必ず実施し、誤字、脱字及び図表等が正しく転載されているか等を確認すること。確認後は、校正原稿の提出枚数にかかわらず、作業報告書を作成し、提出すること。 (5) 入稿から校了に至るまでの過程で、原稿の差替え、追加及び修正等があった場合は、速やかに対応すること。これにより工程に遅れが生じた場合は、再度担当者と調整の上、工程表を作成し、その遵守に努めること。 (6) 校了した原稿の電子データは、PDF形式(高画質のもの及び1MB以下に圧縮したものの2種類)でCD-R等により最高裁判所に提出すること。 (7) 成果物の納品の際には、落丁等がないことを必ず確認すること。 (8) 本仕様書に記載されていない事項については、すべて担当者の指示に従うこと。 (9) 前各号について、疑義が生じた場合は最高裁判所の指示を受けるものとする。なお、本件印刷物の著作権は、最高裁判所に帰属するものとする。